

ふくし：わたらい

社 協 情 報



5 月号



R7・5・1発行

ふれあいネットワーク

度会町社会福祉協議会
http://www.watarai-syakyo.com/

TEL 62-1117



ホームヘルパーって何をするの？



ホームヘルパーは、利用者様の自宅に訪問して、食事・排泄・入浴などの介助や掃除、洗濯、買物、調理などの支援をしています。

利用者様には、ご自分で行えることはそのまま続けていただき、困難な事をヘルパーが担うことで、その人らしく、可能な限り自宅で生活していけることを目指すお手伝いをさせていただいています。

例えば、お1人暮らしで台所に長い時間立つことが大変になってきた、包丁が持ちにくくて硬いもの（カボチャや大根など）が切りにくくなってきたという場

合は、ヘルパーが野菜を切るなどの下ごしらえをします。調理をしたいけれど買い物にいけない場合は、買物の代行をします。家のお風呂に入りたいけれどふらつきたりして一人では不安な場合は、転倒しないように見守ります。また、頭を洗いたいけれど腕が上がらなくてしっかり洗えない場合は、頭や背中・足先を洗うお手伝いをします。

そのほかにも、トイレの介助やおむつ交換等、お1人お1人に合った内容で対応させていただいています。

利用を始められた頃は、ヘルパーが自宅に入ること

に戸惑う方が多いですが、回数を重ねるごとに段々と慣れてくださり、「今日はこれを手伝ってほしい」など、生き生きとした表情で言われる方もみえ、「段々暖かくなってきたなあ」といった気候のことなどちょっとしたお喋りにも花が咲くときもあります。こういった日々の何気ないやり取

りの積み重ねから、些細な変化にも気が付けるように努めています。

ヘルパーを利用させていただくことで、自宅での生活の幅が少しでも広がり、楽しみをもって過ごしていただけるようなお手伝いが出来たらと思いつきながら、日々の支援をさせていただいています。



小川郷地区のみなさんへ

ふくしほっとカフェ



地域で気軽につどい、お話ししたり相談したりする場所として『ふくしほっとカフェ』を開催させていただくこととなりました。

参加される皆さんと一緒に、「ほつ」と一息つきながら、お話ししたり、楽しいひと時を過ごしてみませんか？

開催日：令和7年5月29日(木)
時間：午前10時～11時30分
場所：中之郷生活改善センター
参加対象者：度会町小川郷地区に在住の方
内容：サシェ(匂い袋)作り、ワークショップ
参加費：無料



◇お困りごとのある方は、相談コーナーを開設いたしますのでご利用ください。
◇当日、松阪市の『お菓子工房M』様のお菓子の訪問販売もあります。お買い物を希望される方は、お金をご準備ください。

★申込締切 5月19日(月)
★定員 10名程度

申込・お問い合わせ先
度会町社会福祉協議会
☎:0596-62-1117
(担当：事務局 中津)

無料法律相談のお知らせ

法律に関する心配ごと、悩みごとを抱えている方の相談を行いますので、お気軽にご相談ください。

☆日時 7月16日(水)

☆午後1:30~3:30

☆場所 度会町地域福祉センター

☆相談員 弁護士 北岡雅之氏

※予約が必要です。ご予約は度会町社協まで！

いちご狩りに行ってきました！！

～度会町老人介護者の会～

3月17日(月)に度会町介護者の会のリフレッシュ事業があり、会員9人が参加しました。

今回は松阪市にある『ハッピー農園』へいちご狩りに出かけました。風の強い日でしたがビニールハウスの中は暑いくらいで、「このおっきいの見て！」「こっちの列のほうが甘いな」などお喋りを楽しみながら、大粒の甘いいちごを45分間たっぷり堪能されました。その後、ベルファームのカフェで昼食をとり、

買い物も楽しんで帰路につきました。

同じ介護の経験をしている仲間とたくさん話して食べて、楽しい1日となりました。



いちごを頬張る参加者

+ 5月は赤十字運動月間です！！

日本赤十字社では、5月を中心に「赤十字運動月間」として、赤十字事業に必要な活動資金へのご協力を町民のみなさまに広く呼びかけています。

災害時には災害救護や国際救援、平時には災害に備えるため資機材等の整備、青少年やボランティアの育成など広範多岐に渡って活動を展開し、人道の実現に日々努めております。

これらの活動は、みなさまからお寄せいただく会費や寄付金（日本赤十字社活動資金）などによって支えられています。

赤十字の諸活動をさらに展開していくため、赤十字活動の意義や趣旨にご理解いただき、自治・町内会を通じて、活動資金の募集を行いますのでご協力をお願いします。



みなさまの温かいご支援を
よろしくお願ひします。



6月

- 3日 食事サービス
- 6日 食事サービス
- 10日 食事サービス
度会小学校福祉体験教室
- 13日 食事サービス
- 15日 ユニバーサルスポーツ体験交流会
- 17日 食事サービス
中之郷保育所交流会(れんげ草)
- 19日 民生児童委員協議会定例会
- 20日 食事サービス
- 21日 世代間交流会(中川地区)
- 24日 食事サービス
- 27日 食事サービス



令和7年度 社会福祉協議会事業

ご利用ください！♡ 社協のサービス♡ を・・・



～ 社会福祉協議会では住み慣れた町で心のこもった総合的福祉サービスを提供します！～

1. 法人運営

- ★ 法人運営の経営体制の強化
- ★ 役職員の資質向上
- ★ 各種関係機関・団体等との連携
- ★ 財源の確保（会員制度の推進・寄付金の受付・ボランティア基金箱の設置・回収）
- ★ 広報啓発活動（社協広報紙の発行、社協ホームページ、町広報・新聞等の活用）



2. 地域福祉事業の推進

- ★ 支え合いのまちづくり
福祉講演会の開催、1日福祉体験教室、ボランティアセンター事業、地域お助け隊への活動支援、民生委員児童委員・福祉推進員の合同研修会の開催
- ★ 安心・安全な仕組みづくり
ふれあい福祉相談事業（法律相談【弁護士】・一般相談【職員が随時対応】）、ふくしほっとカフェ（移動型出張相談所）、緊急連絡カードの作成
ふれあい食事サービスの実施、日常生活自立支援事業の推進・普及啓発
- ★ ふれあいの場づくり
集いの場立ち上げへの支援、多世代交流の機会の提供（世代間交流会）、高齢者交流事業（地区別交流会、米寿以上の方のお祝い）、障がい者スポーツ交流事業（ユニバーサルスポーツ体験交流会）
- ★ 地域生活を支える環境づくり
福祉有償運送事業、安心・安全な環境づくりへの協力、情報のバリアフリー化、ボランティア養成講座

3. 相談・援助事業の推進

- ★ 児童福祉
- ★ 低所得者福祉対策（生活福祉貸付事業）
- ★ 日常生活自立支援事業の実施
- ★ 生活困窮者自立支援法に関する事業

4. 民生児童委員との協働事業（福祉ニーズに対応した福祉の町づくりの推進）

- ★ 在宅福祉サービス利用への支援
- ★ 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の把握

5. 各種団体への関わり

- ★ 老人会・身体障害者睦会・母子寡婦福祉会・民生委員児童委員協議会・遺族会・保護司会
- ★ 当事者団体の支援（在宅老人介護者の会・手をつなぐ親の会【障がい者】）

6. 各種募金活動への協力（各種募金活動の啓発と推進）

- ★ 共同募金活動の実施
- ★ 日赤募金の協力
- ★ その他災害地域支援金や非営利民間組織の活動への支援

7. 各種大会の開催・参加

- ★ 福祉ふれあいまつり
- ★ 三重県社会福祉大会

8. 介護保険事業の実施（右記事業）

9. 障害者総合支援法に基づく事業の実施（右記事業）



～ 介護保険事業メニュー ～

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）通常規模型

場 所：地域福祉センター
内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆機能訓練 ☆レクリエーション・体操 など
利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時50分～午後3時50分

☆通所介護事業・第1号事業通所型サービス（デイサービス）地域密着型

場 所：れんげ草(旧南中村保育所)
内 容：☆送迎 ☆健康チェック ☆入浴 ☆食事 ☆レクリエーション・体操 など
利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前9時45分～午後3時45分

☆訪問介護事業・第1号事業訪問介護型サービス（ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（食事・排泄・衣類脱着・身体の清拭・入浴介助・おむつ交換など）
☆生活援助（調理・衣類の洗濯・部屋の掃除・整理整頓などの家事に必要な援助）
利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆居宅介護支援事業・第1号介護予防支援事業（ケアプラン作成）

内 容：☆利用者や家族のニーズにあわせたケアプランの作成 ☆介護保険申請の手続き代行
☆介護保険施設等の紹介 ☆福祉用具の購入・住宅改修・介護の方法や悩みなどの相談受付
利用時間：月～土曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
（※ただし土曜日のご来館につきましては事前予約制となります）

～ 障がい者総合支援法に基づく事業メニュー ～

☆障がい者デイサービス事業（身体・知的・精神障がい者デイサービス）

内 容：☆送迎 ☆創作活動（手芸・工芸） ☆入浴 ☆食事
☆機能訓練など ※一日ゆっくりと過ごしていただきます
利用時間：月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）
午前9時45分～午後4時00分

☆障がい者居宅介護事業所（身体・知的・精神障がい者ホームヘルプサービス）

内 容：☆身体介護（入浴・排泄・食事・衣類の脱着・通院などの介助）
☆家事援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの生活援助）
利用時間：月～金曜日（12月31日～翌年1月3日を除く） 午前7時30分～午後9時

☆障がい児日中一時支援（身体・知的障がい児の一時預かり）

内 容：障がいのあるお子様を一時的にお預かりします
利用時間：学校が長期休みの間 午前9時45分～午後4時00分

☆特定相談支援事業・障がい児相談支援事業

内 容：☆障がい福祉サービス等の利用計画の作成
☆モニタリング
利用時間：☆月～金曜日（祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く）午前8時30分～午後5時15分

